

担保法の最新判例 自習課題

2002/04/10

課題の概要

最近公表された判例・裁判例から、担保法に関連するもので興味深いものを手分けしてリスト・アップし、最近の金融判例の全体の動向を認識する作業を行っていただきます。

基本仕様

テキストファイルで次の例のように、要約を作成する。印字したものを担当日に人数分用意して、当該時間に内容を紹介し、議論をしてください。また、最終的には、誤字修正後メールで提出してください。まとめてホームページに一種のデータベースとして掲載します。(宛先: matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp)

← 全角40字 →

最決平成12年4月14日(判時1714号61頁・金法1585号30頁・金判1090号32頁)

【事案の概要】

XはAのB銀行に対する債務につき保証人となり、Aに対する将来の求償権を被担保債権としてAらの共有建物に根抵当権を設定した。XがAに対する求償債権を取得した日にAから本件建物を買い受けたCは、Yにサブリース目的で本件建物を賃貸し、YはDらに部屋を転貸した。Xが根抵当権に基づく物上代位権の行使として、YのDらに対する転賃貸料債権の差押えを申し立てた。

【訴訟の経緯】

第一審 横浜地川崎支命平成10年9月16日 債権差押命令

第二審 東京高決平成10年4月19日 抗告棄却

【裁判結果と要旨】

破棄差戻。抵当権者は、抵当不動産の賃借人を所有者と同視することを相当とする場合を除き、右賃借人が取得すべき転賃貸料債権について物上代位権を行使することができない。

【判例評釈】

松本明敏・金法1585号6頁

荒木新五・銀法577号42頁

清原泰司・銀法577号44頁

佐久間弘道・銀法577号46頁

占部洋之・法教242号154頁

(留意事項)

数字は半角アラビア数字。

掲載誌は略称。「・」ナカグロで区切る。

事案の概要は最小3行程度～最大10行。原告をX、被告をY、訴外人をA・B・C…。

年月日のほか掲載誌がわかれば一誌のみ付記する。

裁判結果を明示し、要旨も最小3行程度～最大10行。

判例評釈は表題を省略。

次の判例との間は2行空ける。

分担

2001年4月分	大村	5月分	高瀬	6月分	朴	7月分	松尾	8月分	大野
9月分	中山	10月分	大塚	11月分	寺竹	12月分	佐竹		
2002年1月分	鄭	2月分	田村	3月分	平田	4月分	島田		